

京都外国語大学 学費及びその他納付金納入規程

(昭和 57 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語大学学則（以下「学則」という。）第 54 条及び京都外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 45 条の規定により、学費及びその他納付金の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学費、その他納付金及び代理徴収金の種類とその金額)

第 2 条 前条に定める学費は、学則第 46 条第 1 項及び大学院学則第 37 条第 1 項の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。ただし、国際貢献学部の 2 年次以降の授業料は、845,000 円とする

2 前条に定めるその他納付金は、学則第 46 条第 2 項及び大学院学則第 37 条第 2 項の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

3 代理徴収金は、学則第 50 条及び大学院学則第 40 条の規定によるものとし、その種類と金額は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(入学検定料)

第 3 条 学則第 32 条第 1 項及び大学院学則第 33 条第 1 項の規定により、入学を志願する者は、別表 1 及び別表 2 に定める入学検定料を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 インターネットを通じて志願する入学試験においては、その検定料を別に定める。

3 海外帰国生徒特別入試、公募制推薦入試、一般入試及び大学センター試験利用入試において、入学を志願するものが同一制度内で複数回志願(京都外国語短期大学への志願を含む。)をする場合、その検定料を別に定める。

(入学時の学費)

第 4 条 学則第 33 条第 1 項及び大学院学則第 34 条第 1 項の規定により、入学試験に合格した者は、別表 1 及び別表 2 に定める学費(学園振興協力費を除く。)を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 編入学試験に合格した者の学費は、その年度の新入学生と同額とする。

3 本学と同一法人出身者が入学又は編入学試験に合格したとき及び他大学の出身者が編入学試験に合格したときの入学金納入の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1)外国語学部に入學又は編入學する場合

ア. 本学外国語学部若しくは国際貢献学部から転部又は転科する者については、全額を免除する。

イ. 本学留学生別科出身者が入学するときは、50 パーセントを免除する。

ウ. 併設校(京都外国語短期大学、京都外国語専門学校、京都外大西高等学校)出身者が入学又は編入学するときは、50 パーセントを免除する。

エ. 他大学から 3 年次に編入学する者については、50 パーセントを免除する。

オ. 他大学から 2 年次に編入学する者については、25 パーセントを免除する。

(2)大学院に入學する場合

ア. 本学(外国語学部、専攻科)出身者が博士前期課程(1 年制課程を含む。)に入学するときは、全額を免除する。

イ. 本学（外国語学部、専攻科、修士課程、博士前期課程）出身者が博士後期課程に入学するときは、全額を免除する。

ウ. 併設校（京都外国語短期大学、京都外国語専門学校、京都外大西高等学校）出身者が入学するときは、入学金を 50 パーセント免除する。

（在籍者の納入期限）

第 5 条 学則第 46 条第 3 項及び大学院学則第 37 条第 3 項の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費は別表 1 及び別表 2 のとおりとし、毎学期次の期限までに納入しなければならない。ただし、入学及び編入学時については、前条のとおりとする。

春学期分 4 月 20 日

秋学期分 10 月 20 日

一括納入 4 月 20 日

2 納入期限が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を納入期限とする。

（納入通知）

第 6 条 本学は、前条に規定する納入期限の 1 カ月前までに、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入について通知する。

2 授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納付用紙は、本学から各学生の保証人宛に郵送するが、万一前条に規定する納入期限 10 日前までに届かなかったときは、経理課に申し出なければならない。これを怠ったことによって、授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入遅滞の責めを免れることはできない。

（学園振興協力費の納入）

第 6 条の 2 学費の学園振興協力費は、卒業又は修了年次時に通知し、第 5 条に定める期限までに他の学費と共に納入するものとする。

（納入方法）

第 7 条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、所定の納付用紙により本学指定の金融機関に開設された本学口座に納入しなければならない。

（延 納）

第 8 条 学則第 51 条及び大学院学則第 42 条の規定により、延納の許可を得るときは、第 5 条に規定する期限までに延納願を学生部に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項により延納の許可を得た者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費の納入期限は、次のとおりとする。

春学期分 6 月 20 日

秋学期分 12 月 20 日

（滞納者に対する督促及び除籍の予告）

第 9 条 授業料、教育充実費及び学園振興協力費を指定の納入期限までに納入しない者に対して、納入を督促し併せて除籍を予告する。

2 学費延納者が延納期限までに納入しない場合は、督促及び除籍予告を行わずに除籍とする。

（留 学）

第 10 条 学則第 44 条第 2 項及び大学院学則第 36 条第 2 項の規定により、国内外の大学院、大学又は外国の短期大学に留学する者は、授業料教育充実費及び学園振興協力費を第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

2 留学規程第9条第2項の規定により継続して留学する者の学費は、延長した当該学期分の授業料の2分の1とし、第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(休学)

第11条 学則第36条第1項及び第2項の規定により休学を許可又は命令された者は、学則第52条及び大学院学則第43条の規定により、別表1及び別表2に定める休学在籍料を納入しなければならない。

2 授業料教育充実費及び学園振興協力費の未納者が休学を許可されたときは、許可された日から2週間以内に休学在籍料を納入しなければならない。

3 休学在籍料の延納は、一切認めない。

(復学)

第12条 学則第38条第1項の規定により復学を許可された者は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(退学)

第13条 学則第39条の規定により退学を許可された者は、学則第52条の2第1項の規定により、当該学期分の授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

(再入学)

第14条 学則第40条第1項の規定により再入学を許可された者は、再入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 前項に規定する再入学金については入学検定料と同額とし、また授業料、教育充実費及び学園振興協力費については再入学年度の新入学生と同額とする。

(除籍)

第15条 第9条の規定により授業料、教育充実費及び学園振興協力費を納入しない者は、学則第42条第4号の規定により除籍とする。

2 前項の規定により、春学期分の滞納者については前年度の3月31日付をもって、秋学期分の滞納者については9月19日付をもって除籍とする。

第16条 削除

(懲戒)

第17条 学則第69条の規定により学則第70条第1項の懲戒処分を受けた者の授業料、教育充実費及び学園振興協力費は、学則第52条の2第2項の規定によるものとし、別に指定する期間内に納入しなければならない。

2 懲戒処分により卒業期日を延期された者は、当該学期分の授業料及び教育充実費を第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

(在学期間の短縮又は延長)

第18条 大学院学則第24条第1項ただし書の規定により、博士前期課程の者が在学期間を短縮する許可を得たときの授業料及び教育充実費は別表2-1のとおりとし、第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

2 大学院学則第8条第2項の規定による標準修業年限1年の者が、在学期間を延長する許可を得たときの授業料及び教育充実費は別表2-2のとおりとし、第5条に規定する期限までに納入しなければならない。

3 大学院学則第25条第1項及び第2項ただし書の規定により、博士後期課程の者が在学

期間を短縮する許可を得たときの授業料及び教育充実費は各学期の授業料及び教育充実費（別表 2）と同額とし、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

- 4 大学院学則第 46 条の 2 に規定により、3 年を超えて在学を継続する者の授業料及び教育充実費は、各学期 50 パーセントを差し引いた額を第 5 条に規定する期限までに納入するものとする。

（長期履修期間及びその期間の短縮）

第 19 条 大学院学則第 41 条第 1 項の規定により、長期履修が認められた者の授業料及び教育充実費は別表 2 - 3 のとおりとし、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、一定の期間の年数で除した額に端数が生じたときは、原則 100 円未満を切り捨て、初年度に調整し、総額と一致させるものとする。

- 2 大学院学則第 41 条第 2 項の規定により、長期履修する期間の短縮を許可された者の授業料及び教育充実費は別表 2 - 4 のとおりとし、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。なお、短縮することにより生じた授業料及び教育充実費の差額は、3 年目以降の在学期間の年数で調整する。また、短縮することにより標準修業年限で修了することとなったときは、2 年目で調整する。

（私費外国人留学生の授業料減額）

第 20 条 私費外国人留学生に対する授業料の減額に関する規程第 4 条の規定により減額を決定された者の授業料の納入は、秋学期授業料納入の際に、授業料から減額分を減ずることによって行うものとする。ただし、一括納入した者については、その差額を返付する。

（科目等履修生等）

第 21 条 学則第 62 条第 1 項及び大学院学則第 47 条第 1 項の規定により科目等履修生として志願する者の選考料及び入学を許可された者の登録料及び履修料は別表 1 及び別表 2 のとおりとし、学則第 49 条第 1 項及び大学院学則第 39 条第 1 項の規定により、別に指定する期間内に納入しなければならない。

- 2 科目等履修生等としての選考料又は登録料若しくは履修料の免除又は減免については、科目等履修生等規程第 7 条第 2 項及び大学院科目等履修生等規程第 8 条第 3 項・第 4 項・第 5 項の規定によるものとする。

- 3 週 2 回開講の授業科目を受講するときは、2 科目分の履修料を納入しなければならない。

第 22 条 削 除

（研究生）

第 23 条 学則第 65 条第 1 項及び大学院学則第 50 条第 1 項の規定により研究生として本学に入学を志望するときの選考料、入学を許可された者の登録料及び研究指導料は別表 1 及び別表 2 のとおりとし、学則第 49 条第 2 項及び大学院学則第 39 条第 2 項の規定により、第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

（資格課程履修費及び実習費）

第 24 条 学則第 21 条第 1 項、第 24 条及び大学院学則第 28 条第 1 項の規定により資格課程を履修するときは、学則第 47 条及び大学院学則第 38 条の規定により、別表 1 及び別表 2 に定める履修費及び実習費を別に指定する期間内に納入しなければならない。

(選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び教材用印刷費)

第 25 条 学則第 47 条の規定による選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び教材用印刷費は、その都度金額を定め、別に指定する期間内に納入しなければならない。

(追試験受験料)

第 26 条 学則第 48 条の規定により、追試験の受験を許可された者は、別表 1 に定める受験料を別に指定する期間内に納入しなければならない。ただし、既納の受験料は、返付しない。

2 追試験受験料については、受験理由によりこれを免除することがある。

(手数料)

第 27 条 各種証明等の交付を申請するときは、別表 A に定める証明書発行手数料をその都度本学発行の証紙をもって納入しなければならない。

2 学位規程第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により申請する場合、学位審査料を徴収しないものとする。

3 学位規程第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により博士論文の学位審査を受ける者は、別表 2 に定める学位審査料を納入しなければならない。ただし、納入された学位審査料は返付しない。

(代理徴収金)

第 28 条 第 2 条第 3 項の規定による代理徴収金は、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とともに別表 1 及び別表 2 に定める金額を第 5 条に規定する期限までに納入しなければならない。

(授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付)

第 29 条 授業料、教育充実費、学園振興協力費及びその他納付金の返付については、学則第 53 条第 2 項・第 3 項及び大学院学則 44 条第 2 項・第 3 項の規定によるものとする。

2 学則第 46 条第 3 項及び大学院学則第 37 条第 3 項ただし書の規定により、授業料、教育充実費及び学園振興協力費を一括納入した者が春学期期間内に退学したときは、申し出により秋学期分の授業料及び教育充実費を返付する。

3 既納の授業料、教育充実費及び学園振興協力費に誤納又は重複納入があった者には、返付する。

4 資格課程履修費、実習費、選択種目履修費、海外セミナー参加費、語学研修費及び履修料の納付金については、やむを得ない事情による中止又は取り消しのときに返付する。

(外国人留学生の学費返付の特例)

第 30 条 前条に規定するもののほか、外国人留学生が出入国を許可されなかったときに限り、学費を返付する。

(準 用)

第 31 条 大学院については、第 25 条及び第 26 条を除き、この規程を準用する。

2 留学生別科については、第 10 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条及び第 28 条を除き、この規程を準用する。なお、各条文中の「授業料、教育充実費及び学園振興協力費」を「授業料」に、「別表 1」を「別表 3」に読み替えるものとする。

(改 廃)

第 32 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前から引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学者の学費については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 57 年 4 月 1 日制定、昭和 59 年 4 月 1 日改正、昭和 60 年 4 月 1 日改正、
平成 3 年 4 月 1 日改正、平成 9 年 4 月 1 日改正、平成 10 年 4 月 1 日改正、
平成 19 年 2 月 23 日改正、平成 20 年 3 月 10 日改正、平成 21 年 7 月 30 日改正、
平成 22 年 2 月 24 日改正、平成 23 年 7 月 14 日改正、平成 25 年 7 月 11 日改正、
平成 27 年 2 月 25 日改正、平成 27 年 3 月 8 日改正、平成 29 年 1 月 24 日改正、
平成 29 年 6 月 5 日改正、平成 30 年 9 月 19 日改正、令和 2 年 11 月 24 日改正)

別表2 大学院 学費、その他納付金及び代理徴収金

	種 類		金 額			備 考
			春学期(1期)	秋学期(1期)	計	
学 費	前期課程 標準修業年限 2年	入 学 金	180,000円		180,000円	入学手続時
		授 業 料	282,500円	282,500円	565,000円	
		教 育 充 実 費	97,500円	97,500円	195,000円	
		学園振興協力費	7,000円		7,000円	修了学年
		計	567,000円	380,000円	947,000円	
	前期課程 標準修業年限 1年	入 学 金	180,000円		180,000円	入学手続時
		授 業 料	376,500円	376,500円	753,000円	
		教 育 充 実 費	97,500円	97,500円	195,000円	
		学園振興協力費		7,000円	7,000円	修了学年
		計	654,000円	481,000円	1,135,000円	
	後期課程 標準修業年限 3年	入 学 金	180,000円		180,000円	入学手続時
		授 業 料	282,500円	282,500円	565,000円	
教 育 充 実 費		97,500円	97,500円	195,000円		
計		560,000円	380,000円	940,000円		
その 他 納 付 金	諸費用	資格課程履修費	別に定める			
		実習費				
		教材用印刷費				
	履修料等	科目等履修生選考料	10,000円			
		科目等履修生登録料	20,000円			
		科目等履修生履修料	16,500円(1単位)			
		研究生選考料	10,000円			
		研究生登録料	20,000円			
		研究生指導料	60,000円(1期)			
	手 数 料	入学検定料	35,000円			前期課程・後期課程とも同額
		学位審査料	250,000円			
		証明書発行手数料	別表Aに掲げる			
		休学在籍料	60,000円(1期)			前期課程・後期課程とも同額
代理徴収金	アルバム費	4,000円			前期課程の修了学年	

別表A 証明書発行手数料(外国語学部・大学院・留学生別科共通)

種 類	金 額	
	邦 文	欧 文
卒業見込・成績証明書	100円	100円
卒業見込証明書	100円	100円
修了見込証明書	100円	100円
成績(単位修得)証明書	250円	250円
教育職員免許状取得見込証明書	250円	250円
基礎資格単位修得証明書	250円	250円
学校図書館司書教諭資格課程修了見込証明書	250円	250円
図書館司書資格課程修了見込証明書	250円	250円
図書館司書資格課程修了証明書	250円	250円
博物館学芸員課程修了見込証明書	250円	250円
博物館学芸員課程修了証明書	250円	250円
日本語教員養成に係る単位修得見込証明書	250円	250円
調査書(進学・就職等に必要な場合)	250円	250円
推薦状(留学・就職等に必要な場合)	250円	250円
在学証明書	250円	250円
卒業証明書	250円	250円
修了証明書	250円	250円
学生証再発行料	2,000円	
国際学生証	1,430円	
学長推薦状	250円	250円
人物証明書(就職等に必要な場合)	250円	250円
健康診断証明書	100円	100円
単位取得見込証明書	250円	250円
奨学金証明書	250円	250円
留学証明書	250円	250円